

## 《 訪問介護事業所 料金表 》

◆要介護 認定を受けられた方

利用料は介護保険負担割合証が利用者負担となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者負担となります。

基本料金 1割負担の場合 昼間 8:00~18:00

身体介護	20分未満	20~30分未満	30~60分未満	60~90分未満	90分以上 (30分毎に)
	167円	250円	396円	579円	84円追加
生活援助	/	20分以上 45分未満	45分以上		
		183円	225円		
身体・生活	身体介護に引き 続き生活援助を 行う場合	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 (25分毎に)	
		67円追加	134円追加	67円追加	

※1回の訪問で身体・生活が混在する場合はその割合で料金は算定されます

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします

※基本料金に対して、早朝（6:00~8:00）夜間（18:00~22:00）帯は25%増し、深夜（22:00~6:00）帯は50%増しになります

※やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問介護を提供した場合は、2人分の料金となります

◆要支援 認定を受けられた方（介護予防訪問介護）

介護保険が適用される場合は、利用料は介護保険割合証の割合が利用者負担となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額利用者負担となります。

※利用者負担金は処遇改善加算Ⅰ（13.7%）特定処遇改善加算Ⅰ（6.3%）が含まれます

料金—負担金 昼間8：00～18：00

支給区分	訪問型サービスⅠ （概ね週1回程度）	訪問型サービスⅡ （概ね週2回程度）	訪問型サービスⅢ （概ね週3回程度）
定 額	11,760	23,490	37,270
介護保険から給付	10,584	21,141	33,543
負担金（1割）	1,176	2,349	3,727
利用者負担金（1割）	1,412	2,821	4,477
利用者負担金（2割）	2,824	5,642	8,954
利用者負担金（3割）	4,236	8,463	13,431

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の介護予防訪問介護相当サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします

※介護予防訪問介護相当サービス計画（ケアプラン）に於いて具体的な実施日1回あたりの時間数や実施内容を定めます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ必要に応じて変更することがあります

※基本料金に対して、早朝（6：00～8：00）夜間（18：00～22：00）帯は25%増し、深夜（22：00～6：00）帯は50%増しになります

※利用料は1ヶ月毎の定額制です。予防訪問型サービス計画において位置付けられた支給区分によって決まります。利用者の体調不良や状態の改善等によりサービスの利用が少なかった場合、又は多かった場合でも野日割りの割引・増額はしません。